

広島大学文書館特定歴史公文書等の複写等に関する定め

平成 27 年 5 月 12 日

文書館長決裁

広島大学文書館特定歴史公文書等の複写等に関する定めを次のように定める。

- 1 この定めは、広島大学文書館（以下「文書館」という。）が所蔵する特定歴史公文書等の複写等に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 特定歴史公文書等を自らカメラ等で撮影することを希望する者は、特定歴史公文書等撮影申込書（別記様式第 1 号）を文書館に提出するものとする。
- 3 前項以外の方法による特定歴史公文書等の複写物等の提供は、業務委託により実施するものとする。
- 4 前項の方法により特定歴史公文書等の複写物等の提供を希望する者（以下「複写希望者」という。）は、特定歴史公文書等複写等申込書（別記様式第 2 号。以下「複写申込書」という。）を文書館へ提出するものとする。この場合、複写希望者は、希望する複写の方法の指定及び具体的な範囲の特定を行うものとする。
- 5 文書館は、複写希望者から複写申込書の提出及び複写の方法の指定並びに複写物の提供を受ける具体的な範囲の特定を受けた場合は、業務委託受託者（以下「受託者」という。）に引継ぎ、その旨複写希望者に通知するものとする。
- 6 前項に規定する文書館から受託者への引継ぎ後は、複写物の提供等に係る料金額の通知、料金の納付、複写物の提供方法等必要な事項は、複写希望者と受託者との間で直接協議するものとする。
- 7 この定めで定めるもののほか、特定歴史公文書等の複写等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この定めは、平成 27 年 5 月 12 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 「広島大学文書館複写等に関する暫定措置要綱」（平成 23 年 5 月 10 日文書館長決裁）は廃止する。

特定歴史公文書等撮影申込書
[別紙参照]

別記様式第 2 号
特定歴史公文書等複写等申込書
[別紙参照]

特定歴史公文書等撮影申込書

令和 年 月 日

広島大学文書館長 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒 _____ TEL： _____（ _____ ）

特定歴史公文書等を自らカメラ等で撮影したいので、下記のとおり申込みをします。

記

No	整 理 番 号	目 録 に 記 載 さ れ た 特 定 歴 史 公 文 書 等 の 名 称 （撮影の範囲を特定できる場合はその範囲も併せて記載のこと）	冊数	撮 影 枚 数
1				
2				
3				
4				
5				
撮影方法		☐デジタルカメラによる撮影 [No. _____] ☐フィルムカメラによる撮影 [No. _____] ☐ビデオカメラによる撮影 [No. _____] ☐その他（ _____ ） [No. _____] 備考（ _____ ）		

（注1）撮影枚数については、撮影後に記入してください。

（注2）ビデオカメラによる撮影の場合は、撮影した録画時間を撮影枚数の欄に記入してください。

（注3）撮影方法については、希望する方法の「☐」欄にチェックを入れてください。

特定歴史公文書等複写等申込書

令和 年 月 日

広島大学文書館長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名) 住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

連絡先：(連絡先が「氏名又は名称」欄に記載された本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号) TEL： () FAX： ()

E-mail：

特定歴史公文書等の複写物等の提供について、下記のとおり申込みをします。

記

No	整 理 番 号	目 録 に 記 載 さ れ た 特 定 歴 史 公 文 書 等 の 名 称 (件名により特定する場合はその範囲も併せて記載のこと)	冊数	申 込 部 数
1				部
2				部
3				部
4				部
5				部
複写物等の作成方法		☐デジタルカメラ撮影 ☐フィルムスキャニング ☐その他 (備考 (光ディスクの種類 (CD-R・DVD-R) 光ディスクの種類 (CD-R・DVD-R)) [No. [No. [No.		
複写物等の提供方法		☐館において提供 ☐郵送 (送付先 :)		

(注) 複写物等の作成方法については、希望する方法の「☐」欄にチェックいただき、光ディスクの種類について○で囲って下さい。